

航空通信シラバス

航空通信シラバス 2012.11.13				(註:「I」は計器飛行証明一般に適用する。)						
項目番号	項目	細目		P	C	HA	A,M	D	I	T
仕分け用番号⇒	P: 家用 C: 事業用 HA: 定期(回船) A: 定期 M: 准定期 D: 運管 I: 計器 T: 通信士			P18	P18	P18	P9	P46	P40	P18
40		航空通信								
41		航空交通業務								
41	01	航空交通業務概論								
41	01	01	航空交通業務の目的	○	○	○	○	○		○
41	01	02	航空交通業務の種類	○	○	○	○	○		○
41	01	03	飛行情報区	○	○	○	○	○		○
41	01	03	01	飛行情報区内で提供される業務						
41	01	03	02	那覇FIRの範囲						
41	01	04	航空交通業務の概要							
41	01	04	01	管制業務						
41	01	04	01	管制業務の目的	○	○	○	○	○	○
41	01	04	01	管制業務の種類とこれらを実施する機関	○	○	○	○	○	○
41	01	04	02	飛行情報業務						
41	01	04	02	飛行情報業務の目的	○	○	○	○	○	○
41	01	04	02	飛行情報業務により提供される情報の内容	○	○	○	○	○	○
41	01	04	02	飛行情報を提供する機関の種類	○	○	○	○	○	○
41	01	04	02	飛行援助機関の種類	○	○	○	○	○	○
41	01	04	02	飛行援助機関により提供される情報の内容	○	○	○	○	○	○
41	01	04	02	広域対空援業務(FSC)の利用法	○	○	○	○	○	○
41	01	04	03	警急業務						
41	01	04	03	警急業務の目的	○	○	○	○	○	○
41	01	04	03	緊急の3段階の区分	○	○	○	○	○	○
41	01	04	03	不確実の段階に該当する場合	○	○	○	○	○	○
41	01	04	03	警戒の段階に該当する場合	○	○	○	○	○	○
41	01	04	03	遭難の段階に該当する場合	○	○	○	○	○	○
41	01	04	03	第一段通信捜索と拡大通信捜索の区分	○	○	○	○	○	○
41	02	01	捜索救難業務							
41	02	01	01	概論						
41	02	01	01	ICAOの捜索救難に係る規定の概要						
41	02	01	01	捜索救難区(SRR)の設定について						
41	02	01	01	捜索救難機関の設定について						
41	02	01	01	救難機関の設定について						
41	02	01	02	日本の捜索救難組織及びSAR						
41	02	01	02	救難調整本部(RCC)の設置場所	○	○	○	○	○	○
41	02	01	02	救難機関の種類	○	○	○	○	○	○
41	02	02	01	救難の準備事項						
41	02	02	01	RCCの準備事項の内容						
41	02	02	02	救難機関の準備事項の内容						
41	02	03	01	救難の実施手続き						
41	02	03	01	RCC及び救難機関の実施手続きの基準						
41	02	03	02	事故現場において機長のとるべき措置	○	○	○	○		○
41	02	03	02	他機の遭難を知った機長のとるべき措置	○	○	○	○		○
41	02	03	03	遭難通信を受信した機長のとるべき措置	○	○	○	○		○
41	02	03	03	遭難位置の記録等の必要性						
41	02	03	03	遭難通信に対する応答と応答事項	○	○	○	○		○
41	02	03	03	管制機関への通報要領(メイデイ リレー)	○	○	○	○		○
41	02	03	03	121.5MHzを受信した場合の措置	○	○	○	○		○
41	02	03	03	航空機用救命無線機(ELT)の周波数周波数	○	○	○	○		○

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	A.M	D	I	T
41 02 04		捜索救難信号							
41 02 04 01		対空目視信号の各記号の意味							
41 02 04 02		対空目視信号に対する応答の方法							
41 02 05		緊急機の行動							
41 02 05 01		遭難通信、緊急通信							
41 02 05 01		遭難通信、緊急通信の送信が必要な場合	○	○	○	○		○	○
41 02 05 01		使用電波の周波数	○	○	○	○		○	○
41 02 05 01		通信事項の構成と順序	○	○	○	○		○	○
41 02 05 01		他の通信を停止させる場合に使用する用語	○	○	○	○		○	○
41 02 05 02		通信機故障時の措置							
41 02 05 02		航空法に規定する措置の遵守				○		○	
41 02 05 02		指向信号灯による指示の遵守(※42-30-60と重複)	○	○	○	○		○	○
41 02 05 03		防空用レーダーの利用							
41 02 05 03		レーダー局との連絡要領(呼出符号、周波数、通信事項)							
41 02 05 03		緊急三角旋回飛行	○	○	○	○			○
41 02 05 03		通信事項							
41 03		航空情報業務							
41 03 01		概説							
41 03 01 01		ICAOの規定				○	○	○	
41 03 01 01		ANNEX-15の主な内容							
41 03 01 02		日本の業務機構							
41 03 01 02		航空情報業務を提供する機関の名称					○		
41 03 01 03		航空情報の内容							
41 03 01 03		航空情報として提供される事項の種類	○	○	○	○	○	○	○
41 03 02		略号及び記号							
41 03 02 01		航空情報用略号							
41 03 02 01		AIP収録の主な略号の意味	○	○	○	○	○	○	○
41 03 02 02		地点略号							
41 03 02 02		AIP収録の国内主要地点略号							
41 03 03		総合航空情報パッケージ							
41 03 03 01		パッケージの構成	○	○	○	○	○		○
41 03 03 02		AIP							
41 03 03 02		AIPに収録される情報の性質	○	○	○	○	○		○
41 03 03 03		AIP. AMDT							
41 03 03 03		AIP. AMDTIに収録される情報の性質	○	○	○	○	○		○
41 03 03 04		AIP. SUP							
41 03 03 04		AIP. SUPに収録される情報の性質	○	○	○	○	○		○
41 03 03 05		ノータム							
41 03 03 05		ノータムにより通知される情報の性質	○	○	○	○	○		○
41 03 03 05		ノータムにより通知される事項							
41 03 03 05		ノータムの構成							
41 03 03 05		ノータム識別符号(N, R, C)							
41 03 03 05		雪氷情報の概要							
41 03 03 06		AIC							
41 03 03 06		AICに収録される情報の性質	○	○	○	○	○		○
41 03 04		PIB							
41 03 04 01		PIBの種類							
41 04		飛行計画							
41 04 01		概説							
41 04 01 01		飛行計画についての根拠規定							
41 04 02		飛行計画の通報							

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	AM	D	I	T
41 04 02 01		IFR飛行計画							
41 04 02 01		IFR飛行計画の必要性				○	○	○	
41 04 02 01		IFR飛行計画の通報時期(期限)				○	○	○	
41 04 02 02		VFR飛行計画							
41 04 02 02		VFR飛行計画通報の必要性	○	○	○	○			○
41 04 02 02		VFR飛行計画の通報の時期(期限)	○	○	○	○			○
41 04 02 03		飛行計画の通報(提出)の方法	○	○	○	○	○	○	○
41 04 02 03		飛行計画の遵守と変更							
41 04 02 03		飛行計画の遵守が必要な理由							
41 04 02 03		変更時に通報すべき事項	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03		飛行計画記入要領							
41 04 03 01		一般事項							
41 04 03 01		飛行計画書の形式	○	○	○	○	○		○
41 04 03 01		スルー フライトプランの提出方法	○	○	○	○	○		○
41 04 03 01		パッセンジャー ストップの意味							
41 04 03 02		各項の記入要領							
41 04 03 02		航空機識別							
41 04 03 02		飛行方式及び飛行の種類	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03 02		航空機の数、型式、後方乱気流区分	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03 02		使用する無線設備、進入援助機器、監視機器	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03 02		出発飛行場及び移動開始予定時刻の記入法	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03 02		巡航速度、巡航高度、経路の記入法	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03 02		目的飛行場、所要時間、代替飛行場の記入法	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03 02		その他の情報の記入法	○	○	○	○	○	○	○
41 04 03 02		補足事項の記入法							
41 05		航空通信							
41 05 01		概論							
41 05 01 01		航空通信に係る業務の種類							
41 05 02		航空移動業務							
41 05 02 01		航空移動業務の定義	○	○	○	○	○		○
41 05 02 02		航空機局の要件							
41 05 02 03		航空局の要件							
41 05 02 03		VHF, UHF電波使用の理由							
41 05 02 03		RCAG施設の設置理由							
41 05 02 03		飛行場対空援助局、飛行援助センターの設置理由	○	○	○	○	○		○
41 05 02 03		飛行援助用航空局(ATIS フライト・サービス)の利用	○	○	○	○	○		○
41 05 02 04		使用周波数							
41 05 02 04		国際電気通信条約、電波法による周波数帯の区分(HF, VHF, UH							
41 05 02 05		無線局の運用に係る規則							
41 05 02 05		航空機局の聴取義務							
41 05 02 05		義務航空機局の運用義務時間	○	○	○	○	○		○
41 05 02 05		通信の優先順位	○	○	○	○	○		○
41 05 02 05		連絡設定ができない場合の措置	○	○	○	○	○		○
41 05 02 05		一方送信の方法	○	○	○	○	○		○
41 05 02 06		航空移動業務で取扱う通報							
41 05 02 06		通報の種類							
41 05 03		航空固定業務							
41 05 03 01		定義							
41 05 03 02		航空固定通信網							
41 05 03 02		国際航空固定通信網の概要							
41 05 03 02		国内航空固定通信網の概要							
41 05 04		航空無線航行業務							

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	A.M	D	I	T
41 05 04 01		航空無線航行業務の定義							
41 05 05		航空放送業務							
41 05 05 01		航空放送業務の定義							
41 05 05 02		航空放送業務の種類							
42		管制業務							
42 01		クリアランスを受けた操縦士の責任(AIP)							
42 01 01		疑義がある場合の措置				○			
42 01 02		従えないクリアランスについての改定要求義務				○		○	
42 01 03		クリアランスの遵守時期							
42 01 03 01		原則＝即時実行							
42 01 03 02		Immediately/expediteの指示の意義	○	○	○	○			○
42 01 03 03		At pilot's discretionの意義				○		○	
42 01 03 04		降下時に特定Fixの通過高度が指定された場合の降下の方法				○		○	
42 02		管制業務一般							
42 02 01		管制業務							
42 02 01 01		管制業務の種類	○	○	○	○	○	○	○
42 02 01 01		飛行場管制業務の概要	○	○	○	○	○	○	○
42 02 01 01		進入管制業務の概要				○	○	○	
42 02 01 01		ターミナルレーダー管制業務の概要				○	○	○	
42 02 01 01		着陸誘導管制業務の概要				○	○	○	
42 02 01 01		航空路管制業務の概要				○	○	○	
42 02 01 01		航空交通管理管制業務の概要				○	○	○	
42 02 02		管制機関							
42 02 02 01		管制機関の種類	○	○	○	○	○		○
42 02 02 01		飛行場管制所の業務の概要	○	○	○	○	○	○	○
42 02 02 01		進入管制所の業務の概要				○	○	○	
42 02 02 01		ターミナル管制所の業務の概要				○	○	○	
42 02 02 01		着陸誘導管制所の業務の概要				○	○	○	
42 02 02 01		管制区管制所の業務の概要				○	○	○	
42 02 02 01		航空交通管理センターの業務の概要(フローコントロール)				○	○	○	
42 02 03		用語の定義							
42 02 03 01		VFR運航にも関係する用語の定義	○	○	○	○	○		○
42 02 03 02		主にIFR運航に関係する用語の定義				○	○	○	
42 02 04		管制業務の通則							
42 02 04 01		業務の優先順位	○	○	○	○	○		○
42 02 04 02		業務に使用される時間の種類(UTC)	○	○	○	○	○		○
42 02 04 03		管制用語							
42 02 04 03		無線電話で使用される用語の種類(＝英語)							
42 02 04 04		航空機に対する情報の提供							
42 02 04 04		提供される情報の内容	○	○	○	○	○	○	○
42 02 04 04		航空機がATIS受信を通報した場合の情報の省略	○	○	○	○	○	○	○
42 02 04 04		情報提供時に使用される用語の意味(ATC clears, ATC advises, ATC requests)	○	○	○	○	○	○	○
42 02 04 05		迅速な行動を必要とする指示	○	○	○	○		○	○
42 02 04 06		許可、不許可に係る用語							
42 02 04 06		Clears/clearedの意義	○	○	○	○		○	○
42 02 04 06		Approvedの意義	○	○	○	○		○	○
42 02 04 06		Unableの意義	○	○	○	○		○	○
42 02 05		気象情報							

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	A.M	D	I	T
42:02	05	01							
		管制機関による気象情報の提供							
42:02	05	01							
		通報される雲高、視程、風向風速の値(気象機関からの提供値)	○	○	○	○	○	○	○
42:02	05	01							
		Pilot reportの構成							
42:02	05	01							
		RVR値が通報される場合				○	○	○	
42:02	05	01							
		航空機がATIS受信を通報した場合の気象情報の省略				○	○	○	
42:02	05	01							
		ウインドシャー情報の通報例とその意味				○	○	○	
42:02	06								
		高度計規正值							
42:02	06	01							
		ローカルQNHとエリアQNHの区分	○	○	○	○	○	○	○
42:02	06	02							
		QNHが提供される場合	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07								
		電話通信							
42:02	07	01							
		数の送信の方法							
42:02	07	01							
		時刻の通報要領	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07	01							
		高度及びフライトレベルの通報要領	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07	01							
		速度の通報要領	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07	01							
		距離の通報要領視程及びRVRの通報要領	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07	01							
		周波数の通報要領	○	○	○	○	○		○
42:02	07	01							
		滑走路番号の通報要領	○	○	○	○	○		○
42:02	07	01							
		風向・風速の通報要領	○	○	○	○	○		○
42:02	07	01							
		磁針路の通報要領	○	○	○	○	○		○
42:02	07	01							
		旋回角の通報要領				○	○	○	
42:02	07	01							
		航空路名称の通報要領				○	○	○	
42:02	07	01							
		コードの通報要領	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07	01							
		視程及びRVRの通報要領				○	○	○	
42:02	07	02							
		無線呼出符号							
42:02	07	02							
		管制機関等の無線呼出符号	○	○	○	○	○		○
42:02	07	02							
		航空機局の無線呼出符号	○	○	○	○	○		○
42:02	07	02							
		無線呼出符号の簡略化が可能な場合	○	○	○	○	○		○
42:02	07	02							
		無線呼出符号の一時的変更	○	○	○	○	○		○
42:02	07	03							
		通信に使用する用語							
42:02	07	03							
		通信に使用する用語の意義	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07	04							
		通信の設定							
42:02	07	04							
		呼出し及び応答の方法	○	○	○	○	○		○
42:02	07	04							
		相手局の応答を待たず、通報を送信できる場合	○	○	○	○	○	○	
42:02	07	04							
		新たな管制機関との通信設定(高度通報=AIP)	○	○	○	○	○	○	○
42:02	07	05							
		試験通信							
42:02	07	05							
		試験通信の方法	○	○	○	○	○		○
42:03									
		飛行場管制							
42:03	01								
		通則							
42:03	01	01							
		飛行場管制業務の内容と担当管制席の区分	○	○	○	○	○		○
42:03	01	02							
		滑走路の選定	○	○	○	○	○		○
42:03	01	02							
		風速が5ノット以上の場合に指定される滑走路							
42:03	01	02							
		無風滑走路	○	○	○	○	○		○
42:03	02								
		管制許可等							
42:03	02	01							
		着陸許可							
42:03	02	01							
		着陸許可の構成	○	○	○	○	○		○
42:03	02	02							
		離陸許可							
42:03	02	02							
		離陸許可の構成	○	○	○	○	○		○
42:03	02	02							
		Continue approachとの指示の意味	○	○	○	○	○		○
42:03	02	03							
		着陸復行							
42:03	02	03							
		着陸復行の指示に使用される用語	○	○	○	○			○
42:03	02	04							
		離着陸許可の発出時期							
42:03	02	04							
		離陸許可の発出時期	○	○	○	○			○
42:03	02	04							
		着陸許可の発出時期	○	○	○	○			○

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	A.M	D	I	T
42:03	02	05							
		計器気象状態の場合の措置							
42:03	02	05							
		VFRの場合	○	○	○	○			○
42:03	02	05							
		IFRの場合				○		○	
42:03	02	05							
		S VFRの場合	○	○	○	○			○
42:03	02	06							
		インタセクション テイクオフ							
42:03	02	06							
		インタセクション テイクオフが許可される場合	○	○	○	○			○
42:03	02	07							
		管制圏の通過							
42:03	02	07							
		許可に係る用語	○	○	○	○			○
42:03	03								
		管制間隔 (010070304)							
42:03	03	01							
		目視間隔の適用							
42:03	03	02							
		同一滑走路上の間隔							
42:03	03	02							
		基本的な最低間隔(離陸機相互間、着陸機相互間、離陸機と着陸機間)	○	○	○	○	○		○
42:03	03	03							
		短縮間隔	○	○	○	○	○		○
42:03	03	03							
		離陸機相互間							
42:03	03	03							
		着陸機相互間							
42:03	03	03							
		離陸機と着陸機間							
42:03	03	04							
		インターセクション テイクオフ時の間隔							
42:03	03	04							
		インターセクション テイクオフ時の最低間隔	○	○	○	○			○
42:03	03	04							
		操縦士の要求または同意に基づく例外措置	○	○	○	○			○
42:03	03	04							
		操縦士に短縮間隔の同意を求める場合の用語例	○	○	○	○			○
42:03	04								
		地上滑走及び出発							
42:03	04	01							
		地上滑走							
42:03	04	01							
		地上滑走指示に係る用語	○	○	○	○			○
42:03	04	01							
		経路が省略された地上滑走指示の意味	○	○	○	○			○
42:03	04	01							
		地上滑走要求時に通報すべき事項(=位置)	○	○	○	○			○
42:03	04	01							
		地上滑走指示の構成	○	○	○	○			○
42:03	04	01							
		滑走路横断許可の必要性	○	○	○	○			○
42:03	04	02							
		出発							
42:03	04	02							
		出発遅延に関する情報				○		○	
42:03	04	02							
		出発遅延情報として使用される用語の意味				○		○	
42:03	04	03							
		気象情報の通報							
42:03	04	03							
		IFR機に雲高/RVR/地上視程が通報される場合				○	○	○	
42:03	04	04							
		管制承認の伝達							
42:03	04	04							
		管制承認の伝達時期				○	○	○	
42:03	04	05							
		離陸準備完了の通報							
42:03	04	05							
		離陸準備完了を知らせる用語	○	○	○	○			○
42:03	04	06							
		滑走路上/滑走路外での待機							
42:03	04	06							
		指示に使用される用語とその意味	○	○	○	○			○
42:03	04	07							
		間隔設定に係る指示							
42:03	04	07							
		指示に使用される用語とその意味	○	○	○	○			○
42:03	04	08							
		離陸許可の取り消し							
42:03	04	08							
		指示に使用される用語とその意味	○	○	○	○			○
42:03	05								
		到着機							
42:03	05	01							
		到着機に対する情報及び指示							
42:03	05	01							
		提供される情報の一般的な内容(項目)	○	○	○	○			○
42:03	05	02							
		場周経路							
42:03	05	02							
		場周経路の構成	○	○	○	○			○
42:03	05	02							
		場周経路に関する指示とその意味	○	○	○	○			○
42:03	05	03							
		間隔設定							
42:03	05	03							
		間隔設定のための指示例とその意味	○	○	○	○			○
42:03	05	04							
		VFR機の空中待機							
42:03	05	04							
		待機指示に使用される用語の意味	○	○	○	○			○
42:03	05	05							
		着陸後の指示							
42:03	05	05							
		滑走路離脱の指示とその意味	○	○	○	○			○

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	A.M	D	I	T
42:03	05	05							
		地上管制周波数への周波数切り替えの指示							
42:03	06								
		可視信号							
42:03	06	01							
		指向信号灯							
42:03	06	01							
		各灯光による信号とそれぞれの意味	○	○	○	○			○
42:03	06	01							
		不動光の意義	○	○	○	○			○
42:03	06	01							
		閃光の意義	○	○	○	○			○
42:03	06	01							
		注意信号が与えられる場合							
42:03	06	02							
		航空機の応答							
42:03	06	02							
		信号を了解した旨の応答の要求に使用される指示	○	○	○	○			○
42:03	07								
		飛行場管制所による情報の提供							
42:03	07	01							
		交通情報							
42:03	07	01							
		交通情報の構成	○	○	○	○			○
42:03	07	01							
		交通情報に対する応答の必要性和用語	○	○	○	○			○
42:03	07	02							
		飛行場の状態に関する情報							
42:03	07	02							
		Braking actionに係る情報とその意味	○	○	○	○	○		○
42:03	07	03							
		航空機の異常状態に関する情報							
42:03	07	03							
		与えられる情報例とその意味	○	○	○	○	○		○
42:03	08								
		飛行場管制業務等に使用されるレーダーの概要							
42:03	08	01							
		空港面探知レーダーの概要				○	○	○	
42:03	08	02							
		タワーブライトディスプレイの概要							
42:03	08	03							
		航空機位置情報表示装置の概要				○	○	○	
42:04									
		計器飛行管制(ノンレーダー)							
42:04	01								
		管制承認							
42:04	01	01							
		管制承認の構成				○	○	○	
42:04	01	02							
		管制承認限界点				○	○	○	
42:04	01	03							
		SID又はトランジションの指示				○	○	○	
42:04	01	04							
		飛行経路				○	○	○	
42:04	01	04							
		飛行経路の承認の方法				○	○	○	
42:04	01	04							
		航空機の要求に基づく原則				○	○	○	
42:04	01	04							
		Flight planned routeとの承認の意味				○	○	○	
42:04	01	04							
		飛行計画(経路)を変更した場合の管制承認の要求(Route changedの語の通報義務)				○	○	○	
42:04	01	05							
		高度							
42:04	01	05							
		高度の承認の方法				○	○	○	
42:04	01	05							
		方向別巡航高度の適用と例外				○	○	○	
42:04	01	05							
		最低利用可能フライトレベル							
42:04	01	05							
		高度の承認順位							
42:04	01	05							
		MaintainとCruiseの差				○	○	○	
42:04	01	05							
		MCAの適用される場合				○	○	○	
42:04	01	06							
		管制承認の変更							
42:04	01	06							
		経路の変更				○	○	○	
42:04	01	06							
		高度の変更				○	○	○	
42:04	01	06							
		高度の変更が承認されない場合の指示				○	○	○	
42:04	01	07							
		高度の確認が求められる場合				○	○	○	
42:04	01	08							
		VMCを維持して行う飛行							
42:04	01	08							
		航空機の要求に基づく原則	○	○	○				○
42:04	01	08							
		操縦士が管制間隔を確保する責任	○	○	○				○
42:04	01	09							
		制限区域内の飛行	○	○	○	○			○
42:04	02								
		管制間隔(ノンレーダー間隔)							
42:04	02	01							
		管制間隔の適用							
42:04	02	01							
		IFR機相互に適用される原則とその例外							
42:04	02	02							
		垂直間隔							

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	AM	D	I	T
42:04:02:02		最低の垂直間隔						○	
42:04:02:03		縦間隔							
42:04:02:03		基本間隔(10分/20NM)が適用される場合							
42:04:02:03		5分/10NMが適用される場合							
42:04:02:03		3分/5NMが適用される場合							
42:04:02:04		横間隔							
42:04:02:04		横間隔の設定の方法							
42:04:02:04		保護空域						○	
42:04:03		特別有視界飛行方式							
42:04:03:01		適用							
42:04:03:01		許可される空域	○	○	○	○			○
42:04:03:01		許可に係る気象状態	○	○	○	○			○
42:04:03:02		管制間隔							
42:04:03:02		間隔確保のための指示とその意味	○	○	○	○			○
42:04:03:03		管制圏又は情報圏への出入り							
42:04:03:03		許可に使用される用語とその意味	○	○	○	○			○
42:04:03:04		ローカル飛行							
42:04:03:04		許可される空域(管制圏においてのみ)	○	○	○	○			○
42:04:03:04		許可に使用される用語とその意味	○	○	○	○			○
42:04:03:05		管制圏の通過							
42:04:03:05		許可に使用される用語とその意味	○	○	○	○			○
42:04:04		出発機							
42:04:04:01		出発に係る指示							
42:04:04:01		SIDに代わる出発指示例とその意味				○		○	
42:04:04:01		Fly runway heading の指示の意義				○		○	
42:04:04:02		出発制限の方法							
42:04:04:02		出発待機解除時刻の意味				○	○	○	
42:04:04:02		管制承認失効時刻の意味				○	○	○	
42:04:04:03		離陸最低気象条件未満の場合の管制側の措置							
42:04:05		巡航機							
42:04:05:01		管制機関相互における移管情報の概要							
42:04:05:02		周波数切替え				○		○	
42:04:05:03		位置通報							
42:04:05:03		位置通報の内容(構成と項目)				○		○	
42:04:05:03		次の位置通報点の通過予定時刻改定の通報義務				○		○	
42:04:05:03		レーダー管制下での位置通報の省略				○		○	
42:04:06		待機機							
42:04:06:01		待機指示							
42:04:06:01		待機指示の構成				○	○	○	
42:04:06:01		待機の飛行方法				○	○	○	
42:04:06:01		EATの意義(付加されるFix)				○	○	○	
42:04:06:01		EFCの意義(付加されるFix)				○	○	○	
42:04:06:01		Delay not determinedの意味と航空機の対応							
42:04:06:01		待機指示が与えられる時刻				○	○	○	
42:04:06:02		待機不要時に管制官が与える情報				○		○	
42:04:06:02		No delay expectedの意味							
42:04:06:03		待機Fix以遠への管制承認							
42:04:06:03		Via last routing clearedの指示の意味							
42:04:06:04		航空機の意図による待機							
42:04:06:04		管制承認限界点到達までに追加承認が入手できない場合の待機の方法				○	○	○	
42:04:06:04		進入Fix以前において目的飛行場の気象状態が着陸最低気象条件未満の場合の措置				○	○	○	
42:04:07		到着機							

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	AM	D	I	T
42:04	07	01							
42:04	07	01							
42:04	07	02							
42:04	07	03							
42:04	07	03				○		○	
42:04	07	04							
42:04	07	04				○		○	
42:04	07	04				○		○	
42:04	07	04				○		○	
42:04	07	04				○		○	
42:04	07	05							
42:04	07	05				○		○	
42:04	07	05				○		○	
42:04	07	05							
42:04	07	05				○		○	
42:04	07	05				○		○	
42:04	07	05				○		○	
42:04	07	06							
42:04	07	06							
42:04	07	06				○		○	
42:04	07	07							
42:04	07	07				○		○	
42:04	07	07				○		○	
42:04	07	07				○		○	
42:04	07	07				○		○	
42:04	07	07				○		○	
42:04	07	07				○		○	
42:05		レーダー管制							
42:05	01	レーダー業務概説							
42:05	01	01 レーダー業務の種類					○		
42:05	01	02 レーダー管制業務の定義					○		
42:05	01	03 レーダー業務が開始される場合(識別の通報)				○	○	○	
42:05	02	二次レーダー							
42:05	02	01 トランスポンダーの操作							
42:05	02	01 作動時期及び停止時期	○	○	○	○			○
42:05	02	01 アイデント機能の操作	○	○	○	○			○
42:05	02	01 モードの指示がない場合のモードの選定	○	○	○	○			○
42:05	02	01 Recycleと指示された場合にとるべき操作	○	○	○	○		○	○
42:05	02	02 コードの選定							
42:05	02	02 VFRにより飛行する場合	○	○	○	○			○
42:05	02	02 レーダー管制空域外から空域内へ飛行する場合でコードの指定を受けていない航空機				○		○	
42:05	02	02 不法妨害/無線電話故障/緊急事態の航空機	○	○	○	○			○
42:05	02	03 トランスポンダー型式の通報	○		○	○		○	○
42:05	02	03 飛行中の高度自動通報装置の作動義務	○	○	○	○		○	○
42:05	03	レーダー識別							
42:05	03	01 レーダー識別の方法							
42:05	03	01 一次レーダー/二次レーダーによる方法							
42:05	03	01 二次レーダーのみによる方法							
42:05	03	01 ARTS/RDPによる方法							
42:05	03	02 識別に係る通報							

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	AM	D	I	T
42:05:03:02		識別設定についての用語	○	○	○	○		○	○
42:05:03:02		識別が消失した場合に通報される用語	○	○	○	○		○	○
42:05:03:03		レーダー業務の終了の通報				○			
42:05:03:03		終了を意味する用語	○	○	○	○			○
42:05:03:03		自動的に業務が終了する場合				○		○	
42:05:04		レーダー誘導							
42:05:04:01		誘導時に適用される最低高度				○		○	
42:05:04:01		最低誘導高度の障害物からの最低間隔							
42:05:04:02		誘導の方法							
42:05:04:02		旋回方向と磁針路の指定による方法							
42:05:04:02		旋回の度数と旋回方向の指定による方法							
42:05:04:02		Fix離脱時の針路の指定による方法				○		○	
42:05:04:02		ノージャイロ誘導時の管制からの通報事項							
42:05:04:03		誘導に係る通報事項							
42:05:04:03		誘導目標、誘導目的				○		○	
42:05:04:03		無線通信途絶時の緊急飛行方式				○		○	
42:05:04:04		誘導の終了							
42:05:04:04		誘導が終了される場合の航空機の位置				○		○	
42:05:04:04		誘導終了時の航空機の高度							
42:05:04:04		誘導終了を意味する用語(Resume own navigation, proceed direct, cleared for approach)				○		○	
42:05:04:04		SID等の高度制限の変更の有無についての情報				○		○	
42:05:04:05		VFR機/SVFR機に対するレーダー誘導(AIP)							
42:05:04:05		高度の指定の有無	○	○	○	○			○
42:05:04:05		航空機のVMC維持の責任	○	○	○	○			○
42:05:05		レーダー管制間隔							
42:05:05:01		最低間隔				○		○	
42:05:05:02		自動高度応答装置による高度の取り扱い				○		○	
42:05:05:02		レーダー表示高度を間隔設定に利用できる場合							
42:05:05:02		自動高度応答装置の作動/停止に係る指示の用語の意味	○	○	○	○			○
42:05:06		出発機							
42:05:06:01		出発機の誘導							
42:05:06:01		最低誘導高度に達するまでの原則的な誘導経路							
42:05:06:01		最低誘導高度以下の誘導							
42:05:07		到着機							
42:05:07:01		最終進入コースへの誘導							
42:05:07:01		最終進入コースへの会合点							
42:05:07:01		最終進入コースへの会合角							
42:05:07:01		最終進入コース横断の誘導についての予告				○		○	
42:05:08		視認進入(AIP)							
42:05:08:01		許可に係る要件							
42:05:08:01		航空機が視認すべきもの				○	○	○	
42:05:08:01		気象条件				○	○	○	
42:05:08:02		視認進入の許可が発出される時期							
42:05:08:02		先行機がない場合				○	○	○	
42:05:08:02		先行機がある場合				○	○	○	
42:05:08:03		管制間隔							
42:05:08:03		視認進入が許可されるまでの管制間隔				○	○	○	
42:05:08:04		視認進入が許可された後の航空機の責任							
42:05:08:04		地上障害物との衝突防止				○	○	○	
42:05:08:04		VMCの維持				○	○	○	

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	AM	D	I	T
42:05:08:04		先行機との間隔の維持と後方乱気流の回避				○	○	○	
42:05:09:		平行ILS及び平行ILS/ PAR進入							
42:05:09:01		間隔の短縮							
42:05:09:01		短縮レーダー間隔							
42:05:09:01		短縮間隔適用の条件(平行ILS進入)							
42:05:09:01		短縮間隔適用の条件(平行ILS/ PAR進入)							
42:05:10:		速度調整							
42:05:10:01		適用							
42:05:10:01		原則として速度調整が要求されない場合				○		○	
42:05:10:01		進入許可後、例外的に速度調整が要求される限界地点				○		○	
42:05:10:01		速度調整の単位				○		○	
42:05:10:02		速度調整の方法							
42:05:10:02		特定速度の維持を指示する用語				○		○	
42:05:10:02		特定速度への増速/減速を指示する用語				○		○	
42:05:10:02		特定量の増速/減速を指示する用語				○		○	
42:05:10:02		減速と降下の指示が同時に要求された場合の航空機の操作				○		○	
42:05:10:03		速度制限適用区域での制限速度を超える飛行				○		○	
42:05:10:03		航空機が要求できる場合							
42:05:10:04		速度調整に係る操縦士の義務等(AIP)							
42:05:10:04		安全運航上、速度調整の要求に応じ難い場合の措置				○		○	
42:05:10:04		進入許可の発出とそれ以前に要求されていた速度調整の有効性				○		○	
42:05:10:04		速度制限空域へ入域する場合の一時的水平飛行				○		○	
42:05:11:		レーダー進入							
42:05:11:01		レーダー進入の通則							
42:05:11:01		誘導限界(PAR/SRA)				○		○	
42:05:11:01		通信連絡途絶に係る指示の通報				○		○	
42:05:11:01		ノージャイロ進入開始前に通報される事項と航空機の対応							
42:05:11:01		着陸誘導開始前の交信点検の必要性							
42:05:11:01		着陸誘導開始後の応答停止の指示の意味							
42:05:11:01		脚点検の注意喚起と操縦士の責任							
42:05:11:01		周回進入時のGCAによるMDA到達の通報と操縦士の対応							
42:05:11:01		着陸許可の中継							
42:05:11:02		搜索レーダー進入							
42:05:11:02		GCAによる適正高度の通報				○		○	
42:05:11:02		最終降下の予告に使用される用語				○		○	
42:05:11:02		最終降下の指示と航空機の対応							
42:05:11:02		最終進入中の指示と航空機の対応				○		○	
42:05:11:02		距離情報の基点				○		○	
42:05:11:02		搜索レーダー進入が終了する場合				○		○	
42:05:11:03		精測レーダー進入							
42:05:11:03		継続送信の実施とその中断についての情報提供とその意味				○		○	
42:05:11:03		最終降下の予告に使用される用語							
42:05:11:03		最終降下の指示と航空機の対応				○		○	
42:05:11:03		最終進入中の指示と航空機の対応				○		○	
42:05:11:03		距離情報の基点				○		○	
42:05:11:03		精測レーダー進入が終了する場合				○		○	
42:05:11:03		誘導限界通過後も助言が提供される場合				○			
42:05:12:		補足業務							
42:05:12:01		実施可能な範囲で提供されることの認識							
42:05:12:02		レーダー交通情報							
42:05:12:02		レーダー識別された航空機に対する情報				○		○	
42:05:12:02		関係機の方位の基点				○		○	
42:05:12:02		レーダー未識別の航空機に対する情報							

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	A.M	D	I	T
42:05	12	03							
		交通情報への応答							
42:05	12	03							
		視認しているときの応答用語	○	○	○	○			○
42:05	12	03							
		視認できないときの応答用語	○	○	○	○			○
42:05	12	03							
		捜索中の場合の応答用語とその後における通報	○	○	○	○			○
42:05	12	04							
		トラフィック解消に係る通報に使用される用語	○	○	○	○			○
42:05	13								
		TCAアドバイザー業務(AIP)							
42:05	13	01							
		業務内容	○	○	○	○			○
42:05	13	02							
		対象航空機							
		航空機からの要求の必要性	○	○	○	○			○
42:05	13	02							
		航空機に必要な装備	○	○	○	○			○
42:05	13	03							
		通信設定	○	○	○	○			○
42:05	13	03							
		離陸後に要求する場合の通報事項	○	○	○	○			○
42:05	13	03							
		到着機及びTCA通過機の通報事項	○	○	○	○			○
42:05	13	04							
		誘導							
42:05	13	04							
		誘導が行われる場合	○	○	○	○			○
42:05	13	04							
		誘導が終了される場合	○	○	○	○			○
42:05	13	04							
		誘導終了を意味する用語とその意味	○	○	○	○			○
42:05	13	05							
		進入順位の助言							
42:05	13	05							
		使用される用語例とその意味							
42:05	13	06							
		待機の助言							
42:05	13	06							
		使用される用語例とその意味							
42:05	13	07							
		業務の終了							
42:05	13	07							
		業務が終了する場合							
42:05	13	07							
		業務終了を示す用語とその意義	○	○	○	○	○		○
42:05	13	08							
		業務を受けて飛行中の航空機の責任(AIP)	○	○	○	○	○		○
42:06									
		後方乱気流関連(AIP)							
42:06	01								
		管制方式							
42:06	01	01							
		航空機の後方乱気流区分	○	○	○	○	○		○
42:06	01	02							
		後方乱気流の定義とその種類							
		定義							
		後方乱気流の種類							
42:06	01	03							
		この方式が適用される場合							
42:06	01	03							
		レーダーを用いる場合							
42:06	01	03							
		レーダーを用いない場合							
42:06	02								
		管制間隔							
42:06	02	01							
		レーダーを用いる場合							
		最低間隔					○	○	○
42:06	02	01							
		最低間隔が適用される場合					○	○	○
42:06	02	02							
		レーダーを用いない場合							
		到着機間の最低間隔	○	○	○	○	○	○	○
42:06	02	02							
		出発機相互間の最低間隔	○	○	○	○	○	○	○
42:06	02	02							
		インターセクションテイクオフ時の最低間隔	○	○	○	○			○
42:06	03								
		注意情報の提供と操縦士の責任							
42:06	03	01							
		注意情報の提供							
42:06	03	01							
		管制官が注意情報を提供する場合							
42:06	03	02							
		操縦士の責任							
42:06	03	02							
		間隔の縮小を要求又はこれに同意した操縦士の責任	○	○	○	○			○
42:06	04								
		後方乱気流を回避するための措置例	○	○	○	○	○		○
42:07									
		緊急機に対する管制							
42:07	01								
		管制方式							
42:07	01	01							
		航空機が管制上、優先的に取り扱われる場合	○	○	○	○	○	○	○

航空通信シラバス

項目番号	項目	細目	P	C	HA	AM	D	I	T
42:07	01	02							
		緊急事態に対応し交通制限が実施される場合							
42:07	01	02							
		交通制限が解除される場合	○	○	○	○	○	○	○
42:07	01	02							
		ミニマムフューエルを通報した航空機の管制上の取り扱い	○	○	○	○	○	○	○
42:08		その他AIP/AICに規定された事項							
42:08	01								
		TCAS RA発生時の通報							
42:08	01	01							
		通報に使用する用語							
42:08	01	01					○	○	
		TCAS RAに従い高度変更を行った場合					○	○	
42:08	01	01					○	○	
		TCAS RAに回答後 Clear of conflictとなったとき					○	○	
42:08	01	01					○	○	
		TCAS RAに回答後、RAが消失したとき					○	○	
42:08	01	01					○	○	
		TCAS RAに回答後、現行のクリアランスに復帰したとき					○	○	
42:08	01	01					○	○	
		TCAS RAに従うため、管制承認/管制指示に従えないとき					○	○	
42:08	02								
		一般事項							
42:08	02	01							
		総則							
42:08	02	01							
		飛行情報区(クラスA, B, C, D, E)	○	○	○	○	○	○	
42:08	02								
		Cat- II / III運用空港での特定方式							
42:08	02	01							
		Special safety and guard procedure							
42:08	02	01							
		Critical area 離脱の要求例とその意味							